

深江芦舟の評伝と生涯について

鈴木 えみこ

はじめに

江戸中期に活動した深江芦舟（元禄十二年〈宝暦七年〉一六九九〜一七五七）は、尾形光琳に学んだとされ、琳派の絵師に位置づけられてきた。しかしながら、彼の画業や生涯について記した伝記はほとんど残っておらず、その実態は謎に包まれている。また、確認されている作品は所在不明となったものを含めても約二十点と少ない。明治期以後の琳派研究や近年開催された展覧会においても、琳派の系譜を概観する場合に名前と作品が一、二点紹介される程度で、ほとんど注目されてこなかった。彼の作風については、相見香雨氏による墓石の発見以前の「光琳よりもむしろ俵屋宗達（あるいは宗達工房の末裔。以下、「宗達派」と称する）に近い絵画様式」とする評価を継承する傾向があるが、彼がどのように画風を確立したのか、その変遷を考えるための作品分析は十分に行われているとは言えない。

深江芦舟の評伝と生涯について

このような状況から、本稿では、芦舟の作品分析に取り掛かる前段階として、第一章では江戸後期および近代の評伝や史料から、芦舟が後世の人々にどのように捉えられてきたのかを振り返る。第二章では、今回発見した新出史料をもとに、芦舟が実際にどのような生涯を送り、どのような状況下で作品制作を進めたのかを考察する。

なお、本稿では、本文中で芦舟について論じる場合は「芦」の字を用いるが、印章や資料の記述を引用する場合は旧字体「蘆」を使用することとする。

第一章 芦舟研究史概観

（一） 酒井抱一の『尾形流略印譜』

まずは芦舟没後の江戸後期に、芦舟がどのように認知されていたかについて確認したい。^①

芦舟について最初に言及した画人伝は、江戸琳派の祖・酒井抱一による「緒方流畧印譜」(一枚刷、文化十年(一八一三))であった。本書では「蘆舟」の朱文円印が掲載されるのみであったが、二年後に刊行された改訂版の『尾形流略印譜』(一冊、文化十二年(一八一五))には、印章とともに「蘆々子 光琳の画によく似たり」の記述が加えられている。

「蘆々子」という読みは、恐らく「蘆舟」印の読み誤りであろう【挿図1】。文字がやや潰れており、水尾博士も「蘆々子」あるひは「蘆舟」と読める朱文圓印である」と、その判読が困難であることを認めている。⁽²⁾ この「蘆舟」朱文円印は、宗達派の「伊年」印や光琳の「伊亮」印など、琳派の絵師たちが用いた印と同様、中心よりもやや上に文字が偏った形式が採用されている。



挿図1 「蘆舟」朱文円印

周知のとおり、『尾形流略印譜』は、抱一の光琳画風に対する関心が発端となった顕彰事業の一つであるが、この印譜が刊行されるに至ったもう一つの要因として、当時熱狂的な光琳人気があったことも言及せねば

なるまい。この一大ブームが起きた頃、谷文晁の『文晁画談』(文化八年(一八一二)刊行)「光琳の鶴」の逸話にも確認できる通り、⁽³⁾ 光琳人気に乗じた贋作が多く制作された。抱一の一枚刷「緒方流畧印譜」あるいはその二年後に刊行された『尾形流略印譜』は、光琳画の真贋判定の需要に際し、作品の印章や落款を見極める手控えの役割も担っていたと考えられる。⁽⁴⁾

そのような状況を考慮すると、『尾形流略印譜』芦舟の項にある「光琳の画によく似たり」の記述は、光琳とは異筆、あるいは光琳真筆ではないという意味合いだったと思われる。同時に、『尾形流略印譜』刊行当時の抱一にとって、芦舟の人物像が明らかでなかった故の最低限の記述であるようにも見える。⁽⁵⁾

(二) 『古画備考』の問題点

抱一の『尾形流略印譜』に次いで芦舟を取り上げている資料は、朝岡興禎の『古画備考』(嘉永三年(一八五〇)起筆) 卷三十五「光悦派」である。⁽⁶⁾ 東京藝術大学付属図書館所蔵本には、「蘆舟」朱文円印が掲載されており、隣には「光琳印譜」と記されている。これに加えて、朝岡は、「芦舟 按應舉弟子芦雪ノ嗣也へ上人誤テ印譜ニ入ト云」と解説している。「上人」は、『尾形流略印譜』を刊行した抱一を指す。その抱一が、芦舟という人物を「誤って印譜に入れたと証言した」と言うのである。「應舉弟子芦雪ノ嗣」とは、長澤芦雪の養子であった長澤芦洲(明和四く弘化四年(一七六七く一八四七))のことであろう。『尾形流略印譜』から印を写している

にもかかわらず、「蘆々子 光琳の画によく似たり」の記述を引用していない事からも、朝岡は芦舟を長澤芦洲と同定しているようである。なお、長澤芦洲その人の画業については、この項とは別に『古画備考』巻二十九「近世一」に項を立てて解説している。

明治期に増補された国立国会図書館本『古画備考』では、中野其明増補版『尾形流略印譜』の「光琳遺風何人カシラス」の記述を引用しており（註5を参照）、さらに朱筆で「蘆々子未詳姓氏 画風髣髴光琳 画人伝人名辞書按蘆舟用光琳風之印且印文亦草體而如蘆々子故誤款 本編為應舉之弟子或画光琳風者呼可糺」と追記がある。また、墨筆で「□曰蘆々子号一樹出本前与一樹同人也 扶桑略画伝及緒方流畧印譜共蘆々子号一樹云々 芦雪□与蘆舟別人也」と見解が加えられている。朱筆の追記部分の大意は以下の通りである。『蘆々子』なる人物の姓氏はわからないが、光琳を髣髴とさせる画風である。画人伝や人名辞典などでは、『芦舟』は光琳風の印が用いられており、なおかつ草書体で書かれているが、『蘆々子』のように読まれてきたが故にかえって誤解を招くのではないか。本編は応挙弟子（長澤芦洲）としており、あるいは光琳風を描く者と呼ぶのを正した方がよい。前半部分は古筆了仲編『扶桑画人傳』（明治十七年（一八八四））に記載のある、「蘆々子」「姓名詳ナラス 光琳ノ画風ニ髣髴タルモノナリ」に依った補筆と思われる。後半はこれまで「蘆々子」がどのように伝えられてきたかを踏まえたうえで、朝岡の記述に従って註を加えている。次に、墨筆の追記には、「蘆々子は一樹と号し、『扶桑名画伝』や『緒方流畧印譜』に記され

た「蘆々子」は一樹の号であり、（長澤）蘆雪の子と蘆舟は別人である」と、朝岡の「芦舟・芦洲同人説」とは異なる見解を示している。

この墨筆の補筆に登場する「一樹」について、詳しいことはわかっていない。一枚刷「緒方流畧印譜」及び『尾形流略印譜』には、宗達光琳の画風を描いた元禄以前の人であると紹介されているが、作品は一つも伝存しておらず、その朱文方印の使用例があったことが伝わるのみである。抱一と同時期に活動した秋田藩の御用絵師・菅原洞斎が著した『画師姓名冠字類抄』には、光琳の項にその一樹の朱文方印が紹介され、光琳の別号とされていた。⁸⁾

ところで、東京藝術大学附属図書館所蔵本『古画備考』の記述には、一つ疑問が残る。どのようにして朝岡は、抱一が芦舟を「蘆々子」と読んでいたのを、「蘆舟」と朱文円印を正しく読み、そこから円山派の「蘆洲」と紐付けたのであろうか。

思い当たることと言えば、『尾形流略印譜』や『古画備考』では、芦舟のひとつ前の項で「長洲」という絵師が紹介されている事である。長洲は、安永・天明年間に活動した大坂の絵師で、「藤図扇面」や「鶏頭葉鶏頭図」などの作品が伝存している。

朝岡自身の分析によって、「長洲」から「蘆舟」の読みが繋がり、「蘆洲」へと連想した可能性も否定はできない。しかし、『尾形流略印譜』の記述を全く採用せず、恐らく作品を実見していない朝岡が、芦舟に関心を寄せていたとは考えにくい。筆者は、「芦々子」を「芦舟」と読み改めたのは朝岡ではなく、「誤テ印譜二入」と述

べた抱一その人ではないかと考えている。この問題については、後述の要素も踏まえて検討してみたい。

(三) 「住吉家古画留帳」

今回の調査で、住吉家に伝わった鑑定録「住吉家古画留帳」(全七卷、寛政十年(一七九八)起筆、東京藝術大学附属図書館所蔵)に、「蘆舟」印のある作品が住吉家に持ち込まれた記録を二つ発見した。うち一件は、文政元年(一八一八)九月頃に光琳画として持ち込まれたものを「不宜」とした上で、「蘆舟」印を拡大して写している【挿図2】。このことから、住吉家が『尾形流略印譜』所載の「蘆舟」朱文円印について認知していなかった事がわかる。もう

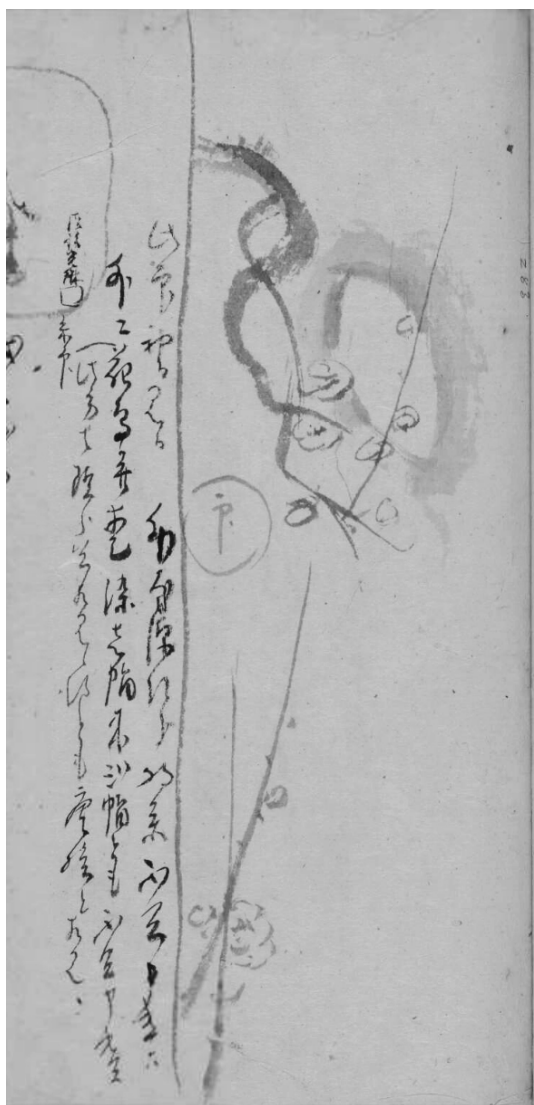


挿図2 住吉家古画留帳(東京藝術大学附属図書館所蔵)より「墨梅図」

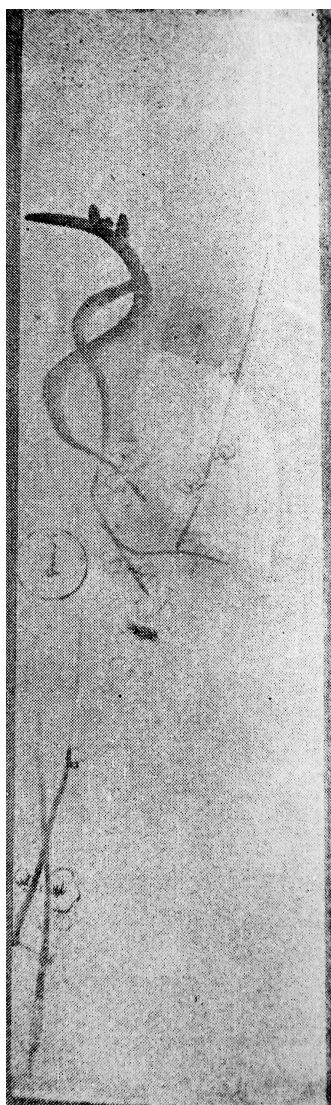
一件は、文政四年(一八二二)十月頃に住吉家に持ち込まれた作品【挿図3】で、抱一の箱書を有し、抱一が所持したと伝わる「梅月図」とよく似た図である【挿図4】。これは相見香雨氏によって紹介された作品で、売立目録(大正三年(一九一四)五月十四日に開催された某家による売立及び昭和六年(一九三四)五月十九日に開催された説田彦助による売立)にも確認することが出来たが、現在は所在不明となっている。この作品を鑑定した住吉家の者は、「この印初めて見る」として、光琳筆か否かに関しては「不宜」と判断している。ここでもやはり「蘆舟」朱文円印については認知されていないようである。これが真に抱一による箱書きであれば、抱一は『尾形流略印譜』の刊行された文化年間から没する文政十一年(一八二八)までの間に、「蘆々子」と読んでいた朱文円印が、正しくは「芦舟」であったと見直すに至ったと判断できるが、画質の悪い売立目録の「梅月図」の箱書きの記載に抱一の署名は確認できなかった。この箱書きが真に抱一によるかは再検討を要するが、その筆跡はやや痩せ気味で鋭く、抱一のものに近い印象である【挿図5】。

(四) 水戸徳川家と抱一

さらに、大正七年(一九一八)十月二十一日に開催された「徳川侯爵家御藏品入札」の売立に、芦舟筆「秋草風呂先中屏風」(ママ)があるのを今回初めて発見した【挿図6】¹⁰。水戸徳川家の十三代・徳川圀順の旧藏品と伝わる本作は、萩と思われる秋草が左上と右下



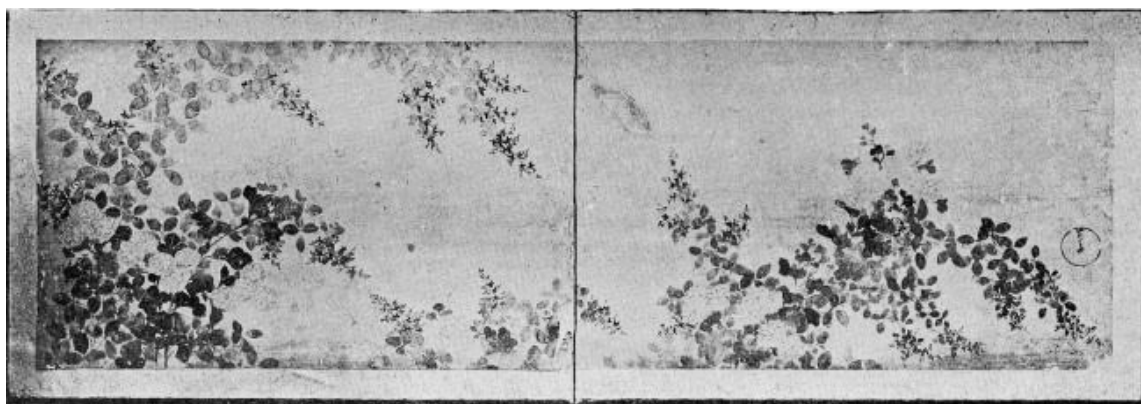
挿図3 住吉家古画留帖（東京藝術大学附属図書館所蔵）より「梅月図」



挿図4 「梅月図」



挿図5 「梅月図」箱書き



挿図6 「秋草風呂先図中屏風」

から顔をのぞかせる構図で描かれており、尾形乾山筆「秋萩図」(畠山記念館所蔵)と近似している。この作品も、現在は所在不明である。同じ売立目録には、抱一筆「菊水風呂先屏風」(ママ)や宗達筆「柏芍薬図」のほか、現在東京国立博物館所蔵の雪村筆「蝦蟇鉄拐図」などが出品されていた。これらの名宝のほとんどは、抱一と同時代に生き、古美術や古道具を多く蒐集した八代藩主徳川斉脩によって集められたという。

抱一と水戸徳川家、とくに斉脩との関係については、抱一による句集『軽挙館句藻』に記載がある。文政十年(一八二七)十一月十一日に、抱一が制作した対幅の菊紅葉図の返礼として、小石川の斉脩邸宅で開かれた茶会に主客として招かれた時のものである。茶道具なども詳細に記したその記録は、この句集の中でも群を抜いて長文であり、抱一にとっていかに大きな出来事であったかが伝わってくる。

また、『古画備考』「光悦派」所載の抱一の項には、「文政九年ヨリ、水戸家へ書画ノ売品ヲ常ニ出サル、事、兼テ聞及ベリ」とあり、斉脩と抱一が書画を頻繁に取引する間柄であったことがわかる。この「書画」に関連して、牧野宏子氏は、文政年間に抱一から水戸徳川家の家臣・岡本伝之助に宛てた書状四十通を紹介しており、抱一が書画鑑定によって水戸徳川家との関係を深めていった様子が伺える。実際、抱一にはいくつか最良にしていた道具屋があり、抱一が美術品の鑑定を行うことで、商談の仲介をしていたようである。

このような取引の中で、抱一が具体的にどのような古道具・古美術の類を鑑定し、徳川家へ購入を薦めたのかは、不明な部分が多い。しかしながら筆者は、この水戸徳川家伝来の芦舟筆の風呂先屏風は、ほかの茶道具類や琳派の絵師による美術品とともに、抱一によって鑑定され、購入を薦められたのではないかと推測している。つまり、抱一が芦舟を光琳画に似た絵を描く絵師と認知した上で、茶の湯を好んだ斉脩に購入を薦めたとは考えられないだろうか。

このように、「住吉家古画留帳」および「徳川侯爵家御蔵品入札」の記載からは、『尾形流略印譜』以後の文政年間にも抱一が芦舟作品をめぐって動いていた可能性が浮かび上がってきた。住吉家に持ち込まれた「梅月図」には抱一による箱書きがあるとされ、抱一が「蘆々子」と読んでいたのを「蘆舟」と読み改めていた可能性がある。また、抱一と懇意にしていた水戸徳川家から、ほかの琳派作品などとともに「秋草風呂呂先中屏風」売立に出されたことが判明した。水戸徳川家に入った際に、抱一が助言した可能性も考えられるであろう。

この考察は、『古画備考』の記述と齟齬が生じるものの、抱一による地道な尾形流研究が『尾形流略印譜』以後にも続けられた可能性があることを、ここで改めて提示しておきたい。

(五) 『稻茎』

最後に、相見香雨氏旧蔵の『稻茎』という写本六冊(九州大学図書館相見文庫所蔵)について触れておきたい。⁽¹²⁾この第一巻に「一、

尾形光琳弟子銀座人之内 深井庄六ト云モノ有蘆子ト号シテ光琳風ヲヨク画ク」という記述がある。芦舟と光琳の直接的な関係が明言されているのに加え、深井（正しくは深江）姓であった事、本名を庄六という事、「蘆子」と号していた事（相見氏は「有蘆子」と読んだ）、銀座役人であった事などが明かされている。この記述は、第二章に見ていくように、芦舟の生涯についてほぼ的確に言い表しており、注目に値する史料である。著者は善亭という人物で、何者かはわかっていないが、序文に「文化十三年（一八一六）丙子年初夏八九翁善亭漫書」とあり、享保十三年（一七二八）生まれとわかる。善亭が生まれた当時芦舟は数え三十歳で、また宝暦七年（一七五七）に五十九歳で没するから、亡くなるまでの二十九年の間に、善亭が実際に芦舟と面識があった可能性もある。

この『稲茎』という写本は、雑多な事を箇条書きする備忘録のようなものらしい。例えば、鎗術の宝蔵院流や自然流に関する記述や、文化八年（一八一二）の朝鮮通信使来日の日程等の記述がある。さらに、芦舟の項のすぐ後には「文化十二年 亥十一月廿一日 武州千住宿 酒戦会」とある。「酒戦会」は、出席者やその成績から照らし合わせて、正しくは同年十月二十一日に開催された千住の酒合戦のことであろう。⁽¹³⁾これは千住の飛脚宿の主人・中屋六右衛門の還暦祝いに催された宴会で、亀田鵬斎や谷文晁、そして抱一も招かれている。抱一が『尾形流略印譜』を刊行したのも文化十二年（一八一五）であったから、善亭なる人物は抱一に近い文化圏に属した教養ある人物であったかもしれない。

京都出身の芦舟について、光琳に師事した事や、同時代に活動した抱一も知り得なかった深井（江）姓について、江戸で活動したと思われる善亭によって言及されている点は注目すべきである。このことから、芦舟作品が江戸で鑑賞された可能性も考えられるのではないだろうか。

以上、江戸後期に至るまでの芦舟に関する記述の紹介と、それを踏まえた分析を行ってきた。光琳画の人気の高まり、あるいは抱一の光琳顕彰事業によって、徐々に芦舟の存在が確認されるに至ったようである。しかし、芦舟の人物像を捉えていたのは『稲茎』のみであり、抱一でさえも『尾形流略印譜』の時点では「光琳によく似たり」と記すにとどめ、その師弟関係の有無や活動範囲、出自について追うことは出来なかった。今後『稲茎』を記した善亭なる人物と、抱一やその周辺の文化人との関係がより明らかになれば、芦舟作品がどのような範囲で鑑賞されていたかを知る手掛かりになるであろう。

（六） 近代の芦舟評価

ここまで確認してきた芦舟の画人伝では、その画人名がかるうじて印章から判別できる程度で、その伝記はほとんど残っていないという事、また、明治初頭までの認識では、今日の評価のように「宗達派に近い」という認識は無く、どちらかと言えば「光琳の画によく似たり」と考えられていたことがわかった。この芦舟画の認識が光琳風から宗達派に近いものへと変わったのは、いつ頃なのであ



挿図7 「草花図屏風」(福田美術館所蔵)

うか。

明治二十二年(一八八九)、美術雑誌『国華』において最も早く紹介された「草花図屏風」【挿図7】(福田美術館所蔵、重要文化財)は、当時別府金七の所蔵であった。これを紹介した記事では、「光琳に逼肖して、筆力亦大にみるべきものあるも」と綴られており、依然光琳風の認識があったことがわかる。⁽¹⁴⁾

ところが、大正期頃か

ら、芦舟作品を宗達に近いと見る向きが散見され始める。管見の限り最も早い記述は、『芸林画譜』(大正十一年(一九二二—一九二三))であった。これは描かれたモチーフごとに絵画作品を紹介した書籍であるが、その「第九集 朝顔之巻」に、神坂雪佳旧蔵「朝顔図」(「立葵図」、細見美術館所蔵)【挿図8】が紹介されている。解説には、「蘆舟とは果して何人なるや其傳を詳かにせぬが宗達の門にあった画□であると傳へられて居る」とあり、この頃には芦舟が光琳ではなく宗達門下の絵師として伝わっていたことがわかる。⁽¹⁵⁾

さらに、戦後の昭和二十七年(一九五二)に開催された東京国立博物館の展覧会「宗達・光琳派」には、芦舟筆「紅葉人物図」(「仕丁図」、パワーズコレクション所蔵)【挿図9】「草花図」(「夏草図」、セントルイス美術館所蔵)【挿図10】も出品された。陳列順が宗達



挿図8 「立葵図」(細見美術館所蔵)



挿図9 「仕丁図」(パワーズコレクション所蔵)



挿図10 「夏草図」(セントルイス美術館所蔵)

より後、光琳より先であったことは、当時「光琳よりもむしろ古風で、宗達に近い」という美術史家・美術蒐集家の意見に後押しされてのことであろう。⁽¹⁶⁾

この「宗達・光琳派」展以後、「蔦の細道図屏風」(東京国立博物館所蔵)や草花図などの芦舟作品が雑誌『国華』に相次いで紹介されたが、同じ頃、実業家で蒐集家でもあった原三溪も、芦舟について「此画、円脱自在、行雲流水、其止マル所ヲ知ラズ、宗達ニ得テ、別ニ悠然自ラ怡ブノ情…(中略)…恐クハ宗達ニ共鳴シ、或ハ其刺戟ヲ受ケタル同調異曲ノ人ナランカ」と評しており、宗達の追隨者と解釈している。

このような言説の端緒となった記述は、今回の調査では特定することが出来なかったが、大正期以後の芦舟観の変遷には、

近代における琳派受容、特に宗達の再発見が大きく関わっているように思われる。

近代以降の琳派再評価の動きについては、既に玉蟲敏子氏や古田亮氏が詳細に論じている。

明治初期には、西欧諸国で琳派をはじめとする日本美術への関心が高まり、光琳関係の出版物が輸出される動きがあった。これが国内での光琳画再注目のかきかけであったが、大正期になると、今度は平家納経の宗達補修説が盛んになるとともに、本阿弥光悦という江戸前期の大数寄者の影に埋もれていた、宗達の存在が改めて注目され始めた。⁽¹⁸⁾

また、大正二年（一九一三）には日本美術協会主催の「俵屋宗達記念会」が開催され、日本画家に大きな影響を与えた。特に大正三年（一九一四）に再興された日本美術院では、日本画家・今村紫紅が、前述の原三溪と同様宗達を高く評価し、宗達様式を画風に取り入れており、やがて次世代の画家である安田靉彦や小林古径らも宗達に倣うという形で擬古典主義的な画風を展開した。大正期は、美術史家・美術家の間で空前の宗達ブームが起きていたのである。⁽¹⁹⁾

この宗達という一人の絵師が改めて注目された大正期に、芦舟の評価は「光琳風」から「宗達に共鳴」した絵師であったと、解釈が一変した。前述のとおり、当時は芦舟の具体的な活動時期がわかっていなかったがゆえに、作風から影響関係を探ろうとする試みが行われたと思われる。そして光琳画の破綻のない画面構成や色彩が、「装飾芸術」という言葉を用いて賛美されたのに対して、緊張感に

欠け、おおらかな印象の芦舟作品は宗達により近いと考えられたのではないだろうか。

昭和三十四年（一九五九）には、相見香雨氏によって芦舟の墓が発見され、芦舟が銀座年寄深江庄左衛門の子・深江庄六であった事が詳らかになった。⁽²⁰⁾ この発見によって、芦舟が光琳よりも後の世代であることが判明したが、絵画様式については、相見氏は芦舟が宗達画風を継承しているという認識を改める事はなかった。明治期以後、芦舟が宗達派に影響を受けたとする言説が、こうして定説となっていくと思われる。

第二章 芦舟の生涯

（一）父・深江庄左衛門

ここからは、相見香雨氏の研究を参照しつつ、新資料によって明らかになった芦舟の生涯を見てゆく。探墓家の山本臨乗氏と交わした雑談をもとに、相見氏は芦舟の墓を発見した。場所は黒谷にある金戒光明寺西雲院である。

筆者も金戒光明寺の住職・橋本氏の案内のもと、芦舟の墓石を確認した【挿図11】。そこには、「青白堂蘆舟居士」と法名が書かれていたほか、相見氏の調査によれば、過去帳には宝暦七年（一七五七）四月八日に数え五十九歳で亡くなった事、本名が深江庄六であった事が記載されていたという。また、この地には、芦舟のほかには父庄左衛門、弟の九八郎（号は芦雪）、芦舟の子・庄七の

墓もある。庄七と九八郎はそれぞれ宝暦六年（一七五六）に相次いで亡くなり、その後を追うように、翌年宝暦七年（一七五七）に芦舟自身も没した。

深江家は、江戸前期より代々銀座役人を務めた名家であった。当主は「庄左衛門」を世襲し、巨万の富を築いていたようである。遡ると寛永年間の大坂両替町の五人組に「深江屋庄左衛門」の名前があり、さらに慶長十七年（一六一二）の銀座人たちが拝領した屋敷の記録に「拾四間 深 庄右衛門」とあるのが確認できる。⁽²¹⁾ 芦舟の父も、尾形光琳の支援者として知られる中村内蔵助とともに働いた銀



挿図 11 芦舟の墓、金戒光明寺西雲院にて（2022年10月23日撮影）

座役人の筆頭であったが、正徳四年（一七一四）の一斉闕所・流罪となり、三宅島で享保三年（一七一八）に四十七歳で病死した。

過去帳によれば、芦舟の父は、書典を愛し、若くして仏門を志すなど、勤勉な人物であった。宇治・万福寺の高泉性や南禅寺の英中玄賢に参禅し、自らの血で書き記した『観音普門品』に序跋を依頼したと伝えている。さらに、巷説類を実録した『月堂見聞集』（江戸中期成立）によれば、庄左衛門が闕所になった際、私版の歴史書『通鑑綱目』が売立に出され、銀十五貫三十匁で経師屋平兵衛に購入されたという。⁽²²⁾ 同時期に行われた売立で、人気作家であった光

琳の硯箱が約五百匁、また、光琳が晩年に造営した屋敷の最終的な見積もりが約十三貫であったから、この『通鑑綱目』は相当高値で取引されたようである。

銀座手入の際に没収された私財や屋敷については、落札目録が残っている。それは相見氏が美術雑誌『国宝』で紹介した『銀座諸道具落札』⁽²³⁾であるが、この記録を見ると、庄左衛門は別邸や茶室の「独楽庵」を含めて五つの屋敷を所有していたのに対し、内蔵助は本宅と高辻大宮西へ入町の屋敷の二軒のみである。また、それぞれの屋敷の諸道具の落札額の差は、ざっと見積もっても六十貫以上であった。内蔵助に比べると、庄左衛門が所持した屋敷の数や諸道具類は圧倒的に多い。

しかし、所有した私財の内訳を比較すると、両者の

性格の違いも大きく異なっていた事がわかる。例えば、内蔵助の本宅の私財では屏風や掛けもの、蒔絵の品々などの華やかに生活を飾るものが多かったが、庄左衛門の私財は、古手ものや端物など実用的とは言えないものや、書物が多い。一方で、闕所の際に売りに出された庄左衛門所蔵品のうち、法隆寺什物と言われる片輪車の蒔絵（二十八貫七百九十目余）や、名宝ちとせ硯箱（三十貫五百目余）、若狭盆（八貫七百三十目）などの名品は、入札だけ行って売り払われず、二条城内の御蔵に収められたらしく、蒐集した品々には質の高いものが含まれていたようである。

『京都御役所向大概覚書』（享保二年（一七一七）頃成立²⁴）の貯蓄高の項を見ても、やはり庄左衛門の方が圧倒的に小判や銀貨の貯蓄は多いが、内蔵助の場合、庄左衛門は所有していなかった贈答用の黄金（大判）が十四枚も含まれている事や、地方流通貨幣である甲州金や南部金が散見される。相見氏が言うように、貯蓄高でいえば庄左衛門が群を抜いているのは、内蔵助ほど豪遊することに関心を示さなかった故かもしれない。

芦舟の父・庄左衛門は、莫大な富を築いた銀座役人の筆頭でありながら、古物への関心が強く、勤勉な様子が伺えたが、それではなぜ庄左衛門は、三宅島へ島流しの罪に問われてしまったのであろうか。

その原因は、萩原重秀の貨幣改鑄に関与し、私腹を肥やしたことにあると言われている。²⁵宝永七年（一七一〇）に鑄造された「永字銀」に始まる数度の悪銀鑄造を咎められたもので、正徳四年

（一七一四）五月十三日には、江戸における銀座人召捕り、京都銀座人の居室・諸道具・土蔵封印が相次いで行われた。その中でも庄左衛門が主犯格であったとされたのは、この検挙を指揮した新井白石が関与している。その随筆『折たく柴の記』に、庄左衛門の手記から「萩野（誤記か）重秀から手代ともども賄賂を受け取った」というメモを発見したという記述があり、これにより庄左衛門は悪銀鑄造を目論んだ主犯と疑われたようである。²⁶

このような経緯で、庄左衛門は同僚の銀座年寄らとともに流罪となり、四年後の享保三年（一七一八）に没した。光琳の後援者であった中村内蔵助も、豪奢な生活ぶりを咎められて重追放の刑に処された。

（二） 芦舟の追放刑とその赦免

この銀座役人の取締事件について、今回新たに史料が見つかり、追放後の芦舟らの足取りを掴むことが出来たので紹介したい。まず、『月堂見聞集』（江戸中期成立）巻七、銀座年寄らの倅らの取締に関する記録である（以下、傍線は筆者による）。

申渡覚

銀座年寄 中村内蔵助

一、銀座之者共宝永七年已後、萩原近江守一人のはからいに任せ、位なき銀共吹出し候のみにあらず、就中内蔵助事其分限を不顧、過奢之限之次第、其犯罪不可通、仍其家財を闕所せしめ、

追放の重科に行はれ候者也、

午五月十三日

重追放

深江庄左衛門忤庄六郎、十五歳九八郎、二歳

中村四郎衛門忤十三郎、十九歳弥九郎、十三歳

関善衛門忤辻之助。十一歳、竹八郎、

中村内蔵助忤時之助、十四歳信弥、九歳中之助、五歳

一、十三郎生六郎は只今令追放、残り候者共親類共へ預け置、

十五歳に至申出候様に證文取可申事、

…(中略)

この記録から、確かに庄六郎(芦舟)が中村内蔵助の子・時之助らとともに重追放の刑に処せられていることがわかる。重追放は、追放刑の中でも最も重い刑罰であり、居住していた国・事件を起こした国及び武蔵国・山城国・摂津国・和泉国・大和国・肥前国・下野国・甲斐国・駿河国・相模国・上野国・安房国・上総国・下総国・常陸国の十五か国と、東海道筋・木曾路筋への立ち入りが禁じられた。

また、『金銀座書留』(江戸前期起筆)にはさらに詳しい記載が確認できた。⁽²⁷⁾

見出し

銀座元年寄忤共之儀ニ奉願候書付

深江芦舟の評伝と生涯について

乍憚以書付奉願上候

銀座元年寄中村内蔵助忤

唯今御当地縁者共方に掛り罷在候

中村 時之助
当辰三十六歳

右時之助親内蔵助、式拾式ヶ年以前正徳四年過奢之御咎二付、御追放被為仰付、享保七寅年御免被為成候、時之助儀は、其節若年二付一家共へ御預ヶ被為成、享保六年丑閏七月京都町御奉行所にて、御免被為仰付候、親内蔵助儀は、御追放御免以後病死仕候、

同 中村四郎衛門忤

唯今京都縁者共世話にて罷在候

中村 弥九郎
当辰(ママ)

右弥九郎親四郎右衛門、式拾式ヶ年以前正徳四年荻原近江守殿内々之任証文、度々二銀之位を改候咎二付、遠島被為仰付、正徳五未年島にて病死仕候、弥九郎は其節若年二付一家共へ御預ヶ被為成、拾五歳ニ罷成候節、京都にて御追放、右同丑閏七月御免被為仰付候、

同深江庄左衛門忤

右同断

深江 庄六郎
当辰三拾七歳

右庄六郎親庄左衛門儀、右同前二被為仰付、享保三戌年島にて病死仕候、庄六郎義は京都にて御追放、右同丑閏七月御免被為仰付候、

…(中略)…

右中村時之助、同弥九郎、深江庄六郎、関辻之助、細谷太郎兵衛、右五人御追放、先達て御免被為仰渡候、右五人之者共渡世無御座候二付、何とそ銀座之末役え相加り、家業ニ離レ不申候様ニ仕度奉存候間、銀座より奉願呉候様ニ先達て相願候得共、憚多見合罷在候、乍然最早渡世可仕様無御座候由、達て相歎キ願申候、右銀座元年寄五人御咎被為仰付砌は、右倅共何れも役義向之儀、曾て相拘り候儀も無御座、其上親共不残病死仕、倅共家業無御座、追日難義至極仕、相歎申候趣、無廻銀座中之者一同ニ奉願候、尤五人共ニ相様シ候処、実体ニて役義相勤兼候者ニは無御座候間、願之通銀座末役えも相加候様ニ仕度奉存候、御慈悲を以被為仰付被下候様、奉願上候、以上、

銀座年寄

日比五郎左衛門	同
中村吉右衛門	同
岸部次郎右衛門	同
平野作左衛門	同

右の書付によつて、時之助を筆頭に中村弥九郎、深江庄六、辻之助がそれぞれ享保六年（一七二一）七月に京都追放から許されていることがわかった。また、取締を受けた銀座年寄の五人のうち、時之助の父・中村内蔵助のみが享保七年（一七二二）に生還したらし

い。大和文華館所蔵の「中村内蔵助像」には、内蔵助が享保十五年（一七三〇）四月二十五日に死去したことが記されているが、生還した記録が発見されたのは初めてのことである。五人の倅たちが追放を赦された享保六年の頃、芦舟は数え二十二歳であった。そしてこの記録が書かれ、銀座に復帰した享保二十一年（一七三六）は、数え三十七歳で、京都の縁者の世話になっているという。

さらに、『金銀座書留』には以下の記述があった。

以書付願申入候

拙者儀、去秋首尾能帰座被為仰付難有仕合奉存候、仍之役義何分ニも無油断出精仕度、相勤罷在候処、去年十月中より不存寄大病相煩、引込色々と養生仕、漸此節存命ニは罷在候得共、大病後中々肥立不申候、別ては当春至り健忘之性候様ニ罷成、医者衆えも段々相談見申候得共、急ニ全快覚束なく被申、此体ニては大切之御用場相勤候義無心元奉存候、第一此節昼夜同役勤方も厳敷、致苦労働候様子之処、永々引込罷在、於此上も急ニ出勤難仕体ニて、迷惑至極奉存候間、御ヲ以拙者病氣全快迄倅九八郎儀、名代ニ差出シ相勤させ度御座候、此段御聞届被下候ハ、可忝奉存候、仍之奉願候、以上、

元文二年巳二月

銀座

御年寄中様

深江 庄六郎 印

右庄六郎病氣二付、弟九八郎養子願有之、辰十一月二御附紙被下候、其以後右願書被差出、九八郎は巳二月出座有之、庄六郎退役願御付紙は、別段二無之、

右は、銀座末役（平座役か）に復帰した庄六が、体調不良や記憶障害に悩まされ、庄六の養子となった弟の九八郎に代わりを務めさせたいという請願書である。元文二年（一七三七）、当時芦舟は三十九歳、三年後の元文五年（一七四〇）には子の庄七が生まれる。体調面はその後回復へと向かったと考えられるが、いつ頃銀座勤めを退職したのかは記録が残っていない。

さらに下った時期の記録になるが、『史籍雜纂』に収録された「家伝史料卷六」には、当時の銀座役人の名簿が掲載されており、⁽²⁸⁾明和六年（一七六九）七月十九日条に「深江庄左衛門」の名前が見つかった。この頃には芦舟や芦舟の弟九八郎、子の庄七は既に没しているから、深江の親戚か縁者が庄左衛門を世襲したのであろう。庄左衛門の名が銀座で再び通用するようになった背景には、正徳四年の事件から時が経って、再び銀座を取り仕切る名家として環境が整っていたはずであるから、庄六の病状はその後回復し、銀座役人としてしばらく働いたのかもしれない⁽²⁹⁾。

以上、芦舟の銀座役人としての一側面に関する新史料を紹介してきた。芦舟は成人を迎えた多感な青年期に、追放の憂き目を見ていた。二十二歳で赦免された後、三十七歳で銀座に復帰するまでの十五年の間は、どのように生きていたのかはわからない。この間

に実家のあった京都に戻り、画業に打ち込むこともあったかもしれない。

また、三十九歳から没するまでの二十年の間も、芦舟がいつ頃銀座役人を辞したかはわかっていない。これに関しては、改めて『稲茎』の芦舟についての記述を振り返ってみよう。善亭が芦舟と面識があったとすれば、ちょうどその時期に当たる三十代後半から晩年にかけての間、芦舟は「銀座人之内」であり、「光琳風ヲヨク画」⁽³⁰⁾いていたはずである。憶測の域を出ないが、芦舟は壮年期から晩年期までの間、絵画制作と銀座での職務と両立し続けていたのではないだろうか。

結びにかえて

本稿では、江戸後期から近代に至るまで、芦舟がどのように捉えられてきたか、また実際にどのような生涯を送ってきたかを概観してきた。第一章では、江戸後期に活躍した絵師・酒井抱一が、『尾形流略印譜』以後も芦舟の作品に関与した可能性について論じた。この指摘は『古画備考』の「上人誤テ印譜二入ト云」の記述と食い違うものの、抱一による箱書きを有するという「梅月図」や、抱一が親しくした水戸徳川家伝来の芦舟筆「秋草風呂先屏風」の売立記録があり、等閑視することはできない。同時に、「住吉家古画留帳」や大正・昭和期の売立目録から、芦舟作品がわずかながらも江戸周辺で鑑定された可能性が明らかになった。

第二章では、父・庄左衛門銀座役人の取り締まりを機に、芦舟がどのような生涯を送ったかを論じてきた。重追放の罰を解かれた二十二歳から銀座役人に復帰する三十七歳まで空白の期間があり、また、三十九歳で休職後没するまでもどのように生計を立てていたのかはわからない。この二つの期間に、芦舟は絵画制作に取り組んだ可能性があるのではないかと思われる。

芦舟の作品分析については、山根有三氏や西本周子氏による先行研究があるが、それらは特定の主題の作品についての考察が主体であった。今後の課題として、先行研究と今回の研究を軸に、また本稿でも紹介しきれなかった新発見作品いくつかを交えて、芦舟筆と考えられる全ての作品を分析し、芦舟の作風変遷を論じてゆきたい。

【参考文献】

- (1) 江戸後期における芦舟評価については以下に詳しい。安田篤生「江戸時代における光琳の変遷について(下・五)」(『愛知教育大学研究報告』二〇一五年三月、十三～十四頁)。
- (2) 水尾博「蘆舟筆 葛の細道図屏風」(『國華』七六七号、一九五六年、三四頁・三九頁)。
- (3) 『文晁画談』によれば、「光琳を賞する人多きによりて贋作甚だ多し」「今に至りてハ光琳と鑑すれハ持主悦び、宗達なりと申せは、持主不満の気色」とある。東京国立博物館デジタルライブラリー「文晁画談」(<https://webarchives.tnm.jp/dlib/detail/4993>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。
- (4) 玉蟲敏子「『光琳観の変遷』一八一五―一九一五」(『美術研究』三七一号、一九九九年三月、三頁)。
- (5) なお、抱一没後に中野其明によって刊行された明治二十五年(二八九二)補版『尾形流略印譜』では、画人名を「芦舟」に訂正しているが、「光琳遺風／何人かしらす」と、原書とほぼ変わらない内容を伝えている。
- (6) 新日本古典籍データベース『古画備考』「光悦派」<http://kotenseki.nijiac.jp/biblio/100269694/viewer/1783>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。
- また、近年出版された原本『古画備考』の翻刻・校訂版を参照した。古画備考研究会『校訂 原本 古画備考』(全5巻)(思文閣出版、二〇二二年十一月)。
- (7) 国立国会図書館デジタルコレクション『扶桑画人伝』4 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/851574>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。
- (8) 本稿の校正の段階で、国立国会図書館が公開する『扶桑名画伝』に蘆々子の項を発見した。(国会図書館デジタルコレクション『扶桑名画伝』<https://dl.ndl.go.jp/pid/2551792/1/94>、二〇二三年二月十三日最終閲覧)。
本書は、信州須坂藩の十一代藩主・堀直格が編纂した画人伝である。堀は蔵書家・書画蒐集家としても知られており、朝岡とほぼ同時期に活動した。本文中には、「蘆々子 姓諱ともにしられず 蘆々子或は一樹と号す 其画風緒方光琳に似たりといへり 貞享頃の人なるべし 緒方流略印譜云 蘆々子光琳の画によく似たり 一樹と号す元禄以

前のもの成べし」とある。国立国会図書館が所蔵する本書がいつ頃に書かれたものかは分かっていないが、ここで「蘆々子（蘆舟）一樹同人説」が提唱されているとともに、『尾形流略印譜』の「一樹」から「元禄以前の人」という記述が芦舟の項に引用されている点で注目すべき記述である。また、この記述が後述の近代の芦舟観の転換に大きく関わっていると思われるが、さらなる追求は今後の課題としたい。

- (9) 新日本古典籍データベース『住吉家古画留帳』(<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100265173/viewer/1>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。
- (10) ただし、この売立目録上での作者の表記は「芦々子」であった。
- (11) 牧野宏子「酒井抱一と水戸徳川家…抱一晩年の一資料」(『成城国文学』三号、一九八七年三月、二二―二十五頁)。
- (12) 国立国会図書館デジタルコレクション『「いなくき」 六巻」(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2608299>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。
- (13) 「千住の酒合戦と文人たち」(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/23367/22.pdf>、二〇二三年一月三日最終閲覧)。
- (14) 「蘆舟筆 四季草花図」(『国華』一六八号、一八八九年十月、二四七―二四八頁)。
- (15) 「藝林畫譜第九集 朝顔の巻」(『芸林画譜』一九二―一九二三年、仏教芸術院
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/923951>、二〇二三年一月三日最終閲覧)。
- (16) 展覧会図録には、「蘆舟については宗達弟子ではなかったかと推測するむきもある」「光琳よりは古調なものを持っており、光琳以前に在

世した宗達畫風の継承者であったとみられる」と論じられている(国立博物館編『宗達光琳派図録』、便利堂、一九五二年)。

- (17) 三溪の長男・善一郎が芦舟作品を好んでいたようである。現在所在不明の「草花図屏風」は、善一郎婚礼を祝して、古筆研究家の田中親美から贈られたものであるという。矢代幸雄「三溪先生の古美術手記(その4)」(『大和文華』二〇号、一九五六年六月、四十七―四十八頁)。
- (18) 玉蟲敏子『俵屋宗達 金銀の〈かざり〉の系譜』(東京大学出版会、二〇二二年、二―二五頁)。
- (19) 古田亮『俵屋宗達 琳派の祖の真実』(平凡社、二〇一〇年、一七四―一七八頁)。
- (20) 相見香雨「深江蘆舟の墳墓発見をめぐって」(『大和文華』三十一号、大和文華館、一九五九年九月、十六―二十九頁)。
- (21) 田谷博吉「近世銀座の研究」(吉川弘文館、一九六三年、十四頁および二十四頁)。
- (22) 『月堂見聞集卷之七』(森銑三、北川博邦監修『近世風俗見聞集別巻2』掲載、國書刊行會、一九八一年)。
- (23) 「銀座諸道具落札」(『國寶』第五卷一―四、六号、一九四二年)。いづ頃、誰によって書かれたか不明の史料であるが、一つ一つの物品の取引額や買い手について、取引した日付まで詳細に記録されており、『月堂見聞集』にも一部同じ内容の記述が残っていることから、本書は実際に行われた落札を筆録した信憑性高い文書であると思われる。
- (24) 『京都御役所向大概覚書』(清文堂資料叢書 第五十六刊、一九七三年)には、『銀座諸道具落札』と同じく闕所事件の後の売立が記載されているが、誤字や合計金額の誤りが多く、なおかつ没収した金額や土地

の価格、その用途について大まかに伝えるに留めている。

- (25) ナカイ・ケイト・W・中井 義幸「新井白石自筆「荻原重秀弾劾書」草稿」(『史学雑誌』八十九号、一九八〇年、一五四二～一五五三頁)。

- (26) 加えて、新井白石は朝鮮通信使への待遇を変更したことで知られるが、庄左衛門は長崎銀座において頻繁に唐人、朝鮮通信使、琉球人らと交流をし、銀の贈与なども行っていたようである。今回そのことについて追及することはできなかったが、今後の研究課題の一つとしてここに記しておく。

- (27) 西脇康 校訂・補編『貨幣叢書11『銀座万覚書(上)』』京都銀座役所年寄の手帳(書信館出版、二〇〇四年、五十八頁)。

- (28) 国立国会図書館デジタルコレクション「『史籍雜纂』第三卷」(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1912995>、二〇二二年十二月二十九日最終閲覧)。

- (29) 筆者は、金戒光明寺調査の折、芦舟の墓石のすぐ近くに、「文政三庚辰六月廿九日卒 俗名 深江庄左衛門 □□ 行年七十三 江戸清川氏建之」とある別の墓石を発見した。文政三年(一八二〇)頃、この頃の深江の縁者が銀座役人の地位にあったかどうかは定かではないが、江戸に親しい人がいたことは間違いない。

- (30) 山根有三「新出の深江蘆舟筆・草花図屏風をめぐる―蘆舟の画風展開試論」(『國華』一一九六号、一九九五年七月、三～十三頁) および「深江蘆舟筆・葛の細道図屏風をめぐる―蘆舟の画風展開試論―続―」(『國華』一二〇二号、一九九六年一月、一～十三頁)。

西本周子「深江芦舟の絵画作品」(『琳派絵画全集 光琳派二』、日本経済新聞社、一九七八年、三十七～四十頁)。